

第33回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 5年2月28日(火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|----------------------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 71号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第 72号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 6 | 議案第180号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 6件 |
| 第 7 | 議案第181号 農地法第4条の規定による許可の変更申請について | 1件 |
| 第 8 | 議案第182号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第183号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 6件 |
| 第10 | 議案第184号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について | 2件 |
| 第11 | 議案第185号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について | 7件 |

○出席委員(15名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君	13番 平山 正志 君
14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員(0名)

○欠席委員(1名)

●●番 ●●●● 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	振興係長 和田 千春 君
農地係長 小幡 裕也 君	主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第33回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・澁谷君 11番・高松君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第33回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第71号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第71号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第71号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 23.9h a

指名年月日 令和5年2月7日

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は、笛木委員、平山委員、熊谷委員。

なお番号2につきましては、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

申出面積 131.7h a

指名あっせん委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第71号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第72号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第72号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第72号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、熊谷委員

報告年月日 令和5年2月14日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野547-1

現況地目 畑

面積 46,002㎡他5筆、合計面積は239,995㎡

年間賃貸料 310,240円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和9年12月27日まで

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木。

報告第72号番号1について報告致します。

あっせん委員に平山委員、熊谷委員と私が指名されましたので、令和5年2月14日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 舟山委員、高橋委員、澁谷委員

報告年月日 令和5年2月14日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ209

現況地目 畑

面積 4,607㎡他43筆、合計面積は1,317,606㎡

年間賃貸料 696,040円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和9年12月27日まで

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松。

報告第72号番号2について報告致します。

あっせん委員に舟山委員、高橋委員、澁谷委員と私が指名されましたので、令和5年2月14日
にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第72号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第180号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第180号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第180号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字上多和124-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,922㎡他6筆。合計面積は59,056㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年5月28日。

契約期間、令和2年5月28日から令和5年5月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年1月13日となっております。

なお、番号2につきましては、賃借人、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

土地の表示、字上多和44-6の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、1,089㎡他8筆 合計面積は158,288㎡。

契約年月日、令和3年4月30日。

契約期間、令和3年4月30日から令和6年4月29日まで。

なお、番号3につきましては、賃借人、設定内容、が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字標茶534-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、59,378㎡他1筆。合計面積は59,473㎡。

契約年月日、令和4年5月31日。

契約期間、令和4年5月31日から令和14年5月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年1月16日となっております。

なお、番号1から番号3までにつきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山です。

議案第180号、番号1から番号3について説明させていただきます。

2月23日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さん及び、●●●●さんと賃借人●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号6まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号6まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号4。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野230-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、37,130㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成26年3月28日。

契約期間、平成26年3月28日から令和6年3月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年2月8日となっております。

なお、番号5から番号6につきましては、賃借人、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号4と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号5。

土地の表示、字虹別原野228-1。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、148,632㎡他2筆 合計面積は161,922㎡。

契約年月日、平成28年3月24日。

契約期間、平成28年3月24日から令和6年3月27日まで。

番号6。

土地の表示、字虹別原野39-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、28,725㎡他4筆。合計面積は116,796㎡。

契約年月日、平成28年4月28日。

契約期間、平成28年4月28日から令和6年3月27日まで。

なお、番号4から番号6までにつきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第180号、番号4から番号6について説明させていただきます。

2月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号6まで内容3件については原案可決されました。

以上をもって、議案第180号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第181号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第181号、農地法第4条の規定による許可の変更申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第181号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可の変更申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可の変更申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野基線127-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、423.25㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、管理棟兼倉庫設置に伴う変更申請のため。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

管理棟兼倉庫 423.25㎡

パドック6,229.35㎡から5,806.1㎡。

調査委員については、佐瀬委員、津野委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査結果につきましては佐瀬委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第181号、番号1について報告致します。

2月16日に津野委員、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料の1ページから3ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は阿歴内で営農する●●●●さんで、第26回農業委員会総会、議案第148号番号3で許可を受けた4条申請の当該地において、管理棟兼倉庫を建設することになったため、変更申請を

するものです。詳細については記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第181号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第182号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第182号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第182号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東6の内。

地目、登記簿 山林、現況 畑。

面積、411.15㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借

転用目的は、太陽光発電所施設設置。

転用計画内容、期間、許可日の日から10年間。

架台杭410.4㎡。

フェンス杭0.75㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

なお、本案件は太陽光発電設備を農地に設置し、そのパネルの下で営農を継続するという内容になっておりまして、農用地区域内農地であっても、一時転用許可をもって設置が可能となっております。

許可要件につきましては、太陽光パネルの下で営農する認定農業者に限り転用期間が10年以内であること、太陽光の支柱等の設備が簡易な構造で容易に撤去可能であること、周辺の農地へ影響及ぼさないことが図られているかどうか、農地法3条許可を受けているかどうかを許可要件となっております。

調査結果につきましては森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田。

議案第182号、番号1について報告致します。

2日17日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。申請地は、参考資料の4ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に太陽光発電の設備を設置するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、パネルの下で耕作することや、支柱が簡単に撤去できることなど、この一時転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第182号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第183号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第183号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第183号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野547-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,002㎡他5筆 合計面積は、239,995㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間 令和5年3月3日から令和9年12月27日。

土地の引渡時期、令和5年3月3日。

金額 年間310,240円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ209。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,607㎡他43筆 合計面積は、1,317,606㎡。

金額 年間696,040円

なお、番号1から番号2につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで、内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字上多和44-6の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、1,089㎡ほか15筆 合計面積は217,344㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年3月3日から令和6年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和5年3月3日。

金額、年間695,421円。

支払方法、毎年12月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字標茶534-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、59,378㎡ほか1筆 合計面積は59,473㎡。

利用権の期間、令和5年3月3日から令和14年5月30日まで。

金額、年間60,000円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号3及び番号4につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第183号、番号3及び番号4について報告致します。

2月23日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんと●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで、内容2件については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字雷別21-1。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、176,754㎡ほか4筆、合計面積276,621㎡。

利用権設定等の種類、賃貸権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年3月3日から令和15年3月2日まで。

土地の引渡時期、令和5年3月3日。

金額、年間270,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振り込み

なお、番号5につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第183号、番号5について報告致します。

2月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野228-1。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、148,6321㎡他5筆。合計面積は280,337㎡。

利用権設定等の種類、賃貸権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年3月3日から令和10年3月2日まで。

土地の引渡時期、令和5年3月3日。

金額、年間799,782円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振り込み

なお、番号6につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第183号、番号6について報告致します。

2月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案183号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第184号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第184号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第184号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業に係る業務委託

契約に基づき作成された農用地利用配分計画（案）について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり 2 件となっております。

番号 1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野 6 7 9 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,756㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和 5 年 4 月 1 4 日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで。

土地の引渡時期、令和 5 年 4 月 1 4 日。

金額、年間141,000円。

支払方法は、毎年 1 2 月 1 0 日までに指定口座に振り込みとなっております。

なお番号 2 につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号 1 と同じです。説明を省略させていただきます。

番号 2。

土地の所在、字虹別原野 6 9 4 - 3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,750㎡。

利用権の期間は、令和 5 年 4 月 1 4 日から令和 9 年 8 月 2 9 日まで。

金額、年間117,000円。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 まで、内容 2 件については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 8 4 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 1 8 5 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 1 1、議案第 1 8 5 号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する

る証明について内容7件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号7まで内容7件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第185号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり7件となっております。

番号1。

地区名、虹別。

受贈者氏名、●●●●さん。

贈与者氏名、●●●●さん。

贈与年月日、昭和61年5月24日、以下番号7まで今年度の継続届の提出者は記載のとおりとなっております。

なお、特例を受けるための手続等で贈与税の申告期限から、3年毎に継続届を税務署に提出するにあたり、農業経営又は貸付により耕作を行っている事を農業委員会で証明するものとなっております。

今年度の農地パトロールで、納税猶予対象地すべての調査を行っておりますので、澁谷農地部会長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 9番・澁谷君。

○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第185号、番号1から番号7について報告を致します。

令和4年10月3日から6日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全ての納税猶予者対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1から番号7まで内容7件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・澁谷君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第185号、内容7件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤 徳市君) これをもちまして、第33回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第33回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時50分閉会)